

国 地 契 第 1 8 号
平成 1 5 年 5 月 1 5 日

各地方整備局長 あ て

国 土 交 通 事 務 次 官

建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について

標記について、下記のとおり、建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3に規定する測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）における契約上の取扱いを定めるとともに、「土木設計業務等委託契約書の制定について」等の一部を改正するので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

1. 建設コンサルタント業務等における契約上の取扱いについて

建設コンサルタント業務等における契約について、別紙の条項を契約書に加えるものとする。

2. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」等の一部改正について

「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊「土木設計業務等委託契約書」第41条の2、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊「建築設計業務委託契約書」第41条の2及び「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊「建築工事監理業務委託契約書」第31条の2として別紙の条項を加える。

附 則

この通達は、平成15年6月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

(別紙)

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 条 乙(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(注)下線部分は、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の場合に規定する文言である。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。